

目 次

茨城県最低賃金改定のお知らせ	1
平成 27 年度県立産業技術短期大学校生の募集について	2
職場のトラブル解決サポートします!	3
11 月は労働保険適用促進強化期間です!	4
11 月は「過重労働解消キャンペーン」期間です	4
平成 26 年度「均等推進企業表彰」茨城労働局長優秀賞決定	5
労働委員会の窓から	6
報告! インターンシップ!	7
勤労者のための勤労者生活融資制度について	10
仕事と生活の調和支援奨励金, 推進計画について	

茨城県最低賃金改定のお知らせ

～平成26年10月4日から時間額729円に～

茨城労働局長は、茨城地方最低賃金審議会(会長 武田 隆志 弁護士)から答申を受け、茨城県最低賃金を 平成 26 年 10 月 4 日 (土)から



時間額 **729**円
(引上げ額16円)
に改定しました。

必ずチェック 最低賃金!
使用者も、労働者も。

この茨城県最低賃金は、本県内で事業を営む使用者とその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用されます。

仮に、使用者と労働者の双方が合意した上で、最低賃金未満の賃金額を定めた場合であっても、その賃金は無効とされ、茨城県最低賃金が適用されます。

なお、特定の産業には特定(産業別)最低賃金が適用されます。

【お問合せ先】茨城労働局労働基準部賃金室 電話029-224-6216

または、お近くの労働基準監督署へ

平成 27 年度県立産業技術短期大学校生募集について

県立産業技術短期大学校では、産業界において即戦力となる IT 技術者を育成しています！

新卒者の就職率は開校以来 8 年連続で 100% を達成！！

IT 技術者の証である基本情報技術者試験（国家試験）は、企業から高く評価され、全国での合格率が 20% 前後と難関資格でありながら、産業技術短期大学校では、卒業時には **約 80% の生徒が合格しています！**

1 募集内容について

募 集 施 設	募集訓練科（定員）
茨城県立産業技術短期大学校 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 http://www.ibaraki-it.ac.jp/	情報システム科（20 人）／情報処理科（20 人）

2 選考方法について

項 目	内 容																
応 募 資 格	(1) 高等学校等新卒者対象 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による高等学校又は中等教育学校を平成 26 年度に卒業又は卒業見込みの者 (2) 高等学校等既卒者対象 ①学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による高等学校又は中等教育学校を平成 25 年度までに卒業した者で概ね 35 歳以下の者 ②学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者で、概ね 35 歳以下の者																
選 考 日 程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程区分</th> <th>受付期間</th> <th>選考日</th> <th>合格発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期日程</td> <td>平成 26 年 11 月 4 日(火)～ 11 月 28 日(金)</td> <td>12 月 5 日(金)</td> <td>12 月 12 日(金)</td> </tr> <tr> <td>中期日程</td> <td>平成 27 年 1 月 5 日(月)～ 1 月 27 日(火)</td> <td>2 月 3 日(火)</td> <td>2 月 10 日(火)</td> </tr> <tr> <td>後期日程</td> <td>平成 27 年 2 月 23 日(月)～ 3 月 19 日(木)</td> <td>3 月 24 日(火)</td> <td>3 月 26 日(木)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前期日程で定員を満たした場合は、中期日程、後期日程とも実施しません。 また、中期日程で定員を満たした場合は、後期日程は実施しません。</p>	日程区分	受付期間	選考日	合格発表	前期日程	平成 26 年 11 月 4 日(火)～ 11 月 28 日(金)	12 月 5 日(金)	12 月 12 日(金)	中期日程	平成 27 年 1 月 5 日(月)～ 1 月 27 日(火)	2 月 3 日(火)	2 月 10 日(火)	後期日程	平成 27 年 2 月 23 日(月)～ 3 月 19 日(木)	3 月 24 日(火)	3 月 26 日(木)
日程区分	受付期間	選考日	合格発表														
前期日程	平成 26 年 11 月 4 日(火)～ 11 月 28 日(金)	12 月 5 日(金)	12 月 12 日(金)														
中期日程	平成 27 年 1 月 5 日(月)～ 1 月 27 日(火)	2 月 3 日(火)	2 月 10 日(火)														
後期日程	平成 27 年 2 月 23 日(月)～ 3 月 19 日(木)	3 月 24 日(火)	3 月 26 日(木)														
選 考 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・数学 I 及び数学 II, 英語 I ・面接 																
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・一般入学者選考試験は複数回受験することができる。 																

☆ 茨城県ものづくり人材育成ブログ（茨城県職業能力開発課公式ブログ） <http://blog.livedoor.jp/shokunoibaraki/>

☆ 茨城県職業能力開発課ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/shokuno/shokuno.htm>

職場のトラブル解決サポートします！

茨城労働局では、労働局内及び県内8つの労働基準監督署内に**総合労働相談コーナー**を設け、**個別労働紛争解決援助制度**として、各種労働問題に関する相談・問い合わせに対応する**総合労働相談**、民事上の個別労働紛争について、紛争当事者からの申出に基づく労働局長による**助言・指導**、紛争調整委員会による**あっせん**を行っています。

【助言・指導】

民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

(例) ①会社が退職を認めてくれない→**《助言の実施》**→退職届が受理され解決

②パワハラを受けて精神的に苦痛を被っている。職場環境の改善を求めたい→**《助言の実施》**→配置転換により解決

【あっせん】

民事上の個別労働紛争について、公正・中立な第三者（弁護士など学識経験者）が紛争当事者の話し合いを仲介し、双方の主張の要点を確認し、意見の調整を行うことによって、紛争の解決促進を図る制度です。

(例) ①不当な整理解雇で納得いかない。金銭的な補償を求めたい→**《あっせんの開催》**→解決金の支払により解決

②パワハラを受けて退職に追い込まれた。慰謝料を求めたい→**《あっせんの開催》**→解決金の支払により解決

⇒ 詳しくは、茨城労働局総務部企画室（Tel.029-224-6212）、または、最寄の労働基準監督署内の総合労働相談コーナーまでお問い合わせ下さい。



11月は労働保険適用促進強化期間です！

茨城労働局では、労働保険適用徴収業務の重要行政課題として、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。また、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部とも連携して労働保険の適用促進を図っています。

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により一人でも労働者を使用する**事業主に加入が義務付けられております。**

労災保険給付や失業等給付を通じた労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っており、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

労働保険の適用事業場の現状は、厳しい経済情勢の影響もあり、現在においても依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

そこで、本年11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め全国的に広報活動を展開し、もって労働保険制度のより一層の理解、周知を図り、労働保険の適用促進を図ることとしております。

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で労働保険の加入手続を行われますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 茨城労働局総務部労働保険徴収室

電話 029-224-6213 <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です！

平成26年の通常国会で「過労死等防止対策推進法」が成立しました。この法律では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところ です。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の解消のためには・・・

過重労働による健康障害を防止するために※1

① 時間外・休日労働時間の削減

- ◆ 時間外労働協定は、限度基準※2に適合してものとする必要があります。
- ◆ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は45時間以下とするよう努めましょう。
- ◆ 休日労働についても削減に努めましょう。

② 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◆ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◆ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

※1「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※2「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

※4「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)

賃金不払残業を解消するために※3

- ① 労働時間適正把握基準※4を順守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化し、チェック体制を整備しましょう。

労働条件相談	フリーダイヤル はい! ろうどう	月・火・木・金	午後5時から午後10時
ほっとライン	0120-811-610	土・日	午前10時から午後5時
労働基準関係情報メール窓口(情報提供)			
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html			
茨城労働局労働基準部監督課 (029-224-6214)			

平成26年度「均等推進企業表彰」茨城労働局長優良賞として 株式会社カスミ及び東京フード株式会社を表彰しました！

厚生労働省では、女性の能力を發揮させるための積極的な取組（ポジティブ・アクション）や、仕事と育児・介護との両立を支援する取組を行って、他の模範となるような企業を「均等・両立推進企業」として表彰しており、平成11年度から実施しています。

茨城労働局では、このほど、平成26年度「均等・両立推進企業表彰」茨城労働局長優良賞（均等推進企業部門）受賞企業として、株式会社カスミ及び東京フード株式会社を表彰しました。



株式会社カスミ取締役 生井 義雄 氏(左)
東京フード株式会社 代表取締役社長 丹羽 弘 氏(右)
茨城労働局長 中屋敷 勝也(中央)

株式会社カスミ

所在地：茨城県つくば市 業種：小売業 従業員数：約13,000人

◆主な取組内容

- ・平成19年6月に社長を委員長とする「女性かがやき委員会」を発足
- ・会社案内や自社のHPにおいて、活躍している女性を積極的に紹介
- ・管理職登用について、数値目標（部長登用含めて30名）を明示し、全社から管理職候補の女性を推薦する制度を設けて人材を発掘。女性管理職の候補者を対象に「女性管理者セミナー」を毎年実施
- ・子育て支援制度を拡充、転居を伴う異動免除制度を導入

◆取組の成果

- ・正社員の採用において、女性比率が増加
- ・男性が多い職域（鮮魚部門、青果部門）での女性の配置が増加
- ・女性役職者が6名増加、部長職に女性2名を初めて登用

東京フード株式会社

所在地：茨城県つくば市 業種：製造業 従業員数：約430人

◆主な取組内容

- ・平成22年から女性の活躍推進について検討開始、平成25年の経営会議で女性管理職登用の数値目標（平成27年女性管理職比率15%）を表明
- ・女性の活躍を推進するための「女en会（女性のenjoy）」活動、女性リーダー研修を通してリーダーを育成
- ・平成22年11月、イクエン委員会（育児と仕事の両立を応援する委員会）を設置社員アンケートの実施、妊娠中・産休前・復帰前のイクエン面談、情報発信など、継続就労のための取組を実施
- ・平成25年11月、厚生労働省「女性の活躍推進応援サイト」に登録、取組を公表

◆取組の成果

- ・男性が多い生産現場に女性が増加
- ・女性の役職者が増加（次長1名、課長1名、上級主任3名を新たに登用）
- ・ミーティングや会議への女性参画が増加し職場全体が活性化

＜ポジティブ・アクション及び均等・両立推進企業表彰についてのお問い合わせ先＞

茨城労働局雇用均等室（TEL 029-224-6288）

労働委員会の窓から

平成 26 年 8 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

◆ 今期の事件の状況 ◆

審査事件（労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度）
…当該期間中に新規申立ての事件はありませんでした。現在 4 件が係属中です。

調整事件（労働組合と使用者との労働紛争を、話し合いにより解決を図る制度）
…当該期間中に新規申請が 1 件ありました。当該 1 件が継続中です。

【新規事件の概要】

争議名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
(株) C 争議	道路貨物 運送業	H26. 8. 7 会社	団体交渉及び事務折衝実施場所について

個別あっせん事件（労働組合に加入していない労働者と使用者との労働紛争を、話し合いにより解決を図る制度）
…当該期間中に新規申請が 1 件あり、当該 1 件が終結しました。
また、継続中の 2 件が終結しました。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
(株) C 事件	製造業	H26. 9. 16 労働者	解雇の撤回

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
(株) A 事件	製造業	H26. 7. 15 労働者	職場環境の改善	平成 26 年 8 月 1 日、被申請者のあっせんに応じない意志が明確になったため、あっせん不開始として終結。
(株) B 事件	サービス業	H26. 7. 22 労働者	解雇に関する雇用保険・社会保険の適正手続き及び解決金の支払い	平成 26 年 9 月 17 日、被申請者のあっせんに応じない意志が明確になったため、あっせん不開始として終結。
(株) C 事件	製造業	H26. 9. 16 労働者	解雇の撤回	平成 26 年 9 月 25 日、被申請者のあっせんに応じない意志が明確になったため、あっせん不開始として終結。



【お問い合わせ先】

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/tirou/tirou.htm>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

報告！インターンシップ

平成26年8月25日～9月5日の2週間、茨城県労働政策課で5人の学生がインターンシップを行いました。

以下、インターンシップ生による報告です！

● インターンシップの内容

出勤してからまず、労働や雇用等に関する新聞記事の切り抜き作業を行いました。初日には、県議会等の県庁施設案内をしていただきました。主な作業としては、アンケートの集計や書類確認、Seed 編集を行いました。そして、庁舎から出かけて労働局定例記者会見の見学もしました。

また、インターンシップ期間中の2日間は、いばらき就職・生活総合支援センターで業務体験をしました。

● 大学生の就職環境についての説明

茨城労働局の職員の方から大学生の就職環境や雇用情勢のトレンド、県・国が行っている支援、採用選考の期間変更等についての説明を受けました。その後、採用選考期間の後倒しについての意見交換や、大学生がどのように就職の情報を得ているか、を話し合いました。施策を考え、相手(利用者)に知ってもらい、よりよく利用していただくことの難しさを実感しました。

● 茨城労働局8月定例記者会見

労働局の定例記者会見では、県内の求人数や求職数といった雇用情勢や県内の労働災害発生状況、更に労働局のイベント等取り組みについて説明を受けました。記者会見は、労働局と新聞社という異なる立場の方々が相対する場であり、大学生では、見られない実際の社会の現場を見ることができました。

● 就職支援センター（ジョブカフェ）

就職支援センターでは、業務内容の理解を深めるため、利用者側の体験を中心に行いました。就活模擬体験を通して、求職者カード記入・登録作業、職業興味チェックテストやキャリアカウンセリングを行いました。また、自己理解、応募書類の書き方、面接やビジネスマナーについてなどの就活セミナーを受けました。センターの業務では、メールマガジンの発行案を作成したり、就活通信の発送準備を行いました。

こちらでのインターンシップを通して、自己理解の大切さを学ぶことができました。また、これからの就職活動に活かせる体験ができました。

～インターンシップを振り返って～

○久保園 薫(東洋大学 3年次)

大学の授業や普段の生活では、行政の仕事について知ることができなかったので、このインターンシップを通して多くのことを学ぶことができました。事務の仕事が多岐にわたっていることに驚きました。また、就職支援センターでは就職活動に生かせるようなカウンセリングや面接指導を受けることができ、有意義な体験になりました。そして、社会人の方と接する機会となったので、良い刺激となりました。こちらでの経験をこれからの進路選択に活かしていきたいです。

○立原 楓実(茨城キリスト教大学 3年次)

今回のインターンシップでは労働局の記者会見や、就職支援センターでの体験など、普段経験することのできない貴重な体験をすることができました。また、就職活動につながる体験ができ、これからの活かせるものばかりで、大変勉強になりました。職員の方のお話を聞くと、仕事に取り組むためにも勉強しなければいけないことが多く、自分の抱いていた公務員像と違っていたので、自分の考えを改めることができました。今回学んだことをこれからの就職活動に活かしていきたいと思います。

○立原 菜摘(茨城大学 3年次)

このインターンシップの期間は、毎日が新鮮で刺激を受けることばかりでした。今回体験し、話を伺う中で、自分の視野の狭さに改めて気付かされました。このインターンシップは自分の将来を考える上でも大変貴重な時間となり、参加しなければ得られなかったことも多くありました。就職活動前にこのような経験ができたことは大きな収穫でもあるので、今後この経験を活かしていこうと思います。

○石井 康隆(中央大学 3年次)

インターンシップを通して、行政の仕事や雰囲気を実感することができました。必要な情報を収集し総体を考慮し、「課」として行動することを踏まえ、利用者の方に知って貰い、よりよく使ってもらうのはとても難しいと感じました。この視点は、どのような職業についても重要で、これからの就職活動をする上でもとても大切なことだと思います。この経験を活かし、進路選択を行って生きたいと思います。

○平松 拓磨（駒沢大学 3年次）

この度のインターンシップでは、普段見ることができない実際の業務や職場の雰囲気を感じることができました。労働局の記者会見であったり、就職支援センターでのキャリアカウンセリングや就職スキルアップセミナーなど、とても貴重な体験ができ、これからの就職活動に大いに役立てていきたいと思えます。



～終わりに～

この2週間は長くも短くもありましたが、今夏私たちが感じ・得たものはこれから確実にプラスになるものでした。お世話になった方々への感謝を忘れず、残りの学生生活を含め様々なことに活かしていこうと思えます。

仕事と生活の調和推進計画・支援奨励金について

仕事と生活の調和推進計画～ワーク・ライフ・バランスはじめの一步～



県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！

また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となります（平成25・26年度資格者名簿分）。

詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください（様式と計画の記入例を掲載しています）。

仕事と生活の調和支援奨励金のご案内

県では、育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、従業員に一定の期間利用させた中小企業主へ奨励金を支給しています。

★支給金額及び支給人数★

支給金額 1人目：30万円，2人目：10万円（1事業主あたり 2人目まで）

奨励金の支給には要件がありますので、詳細は県労働政策課までお問い合わせ下さい。

◆ お問い合わせ・お申込み先

茨城県商工労働部労働政策課 労働・経済福祉グループ

電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

労働政策課ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/wlb/wlbtop.html>



勤労者のための生活資金融資制度のご活用を

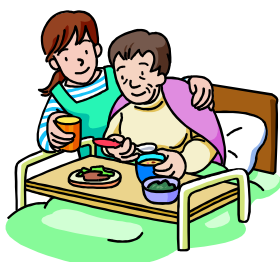
茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方が育児休業，介護休業を取得する間に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。

	育児休業者生活資金貸付金制度	介護休業者生活資金貸付金制度
対象者	県内に住んでいる勤労者で、次の①～③に該当する人 ①子を養育するために育児休業を取得し、育児休業終了後復職することが確かな人 ②現在の勤務先に原則1年以上勤務している人 ③前年度収入150万円以上の人	①介護休業を取得し、介護休業終了後復職することが確かな人 ②現在の勤務先に原則1年以上勤務している人 ③前年度収入150万円以上の人
使 途	育児休業中に必要な生活資金	介護休業中に必要な生活資金
融 資 額	100万円以内（但し、休業期間1ヵ月当たり10万円まで）	
融 資 利 率	年利1.5%（別途保証料0.7%）	
返 済	5年以内（1年以内の元金据置期間を含む）	
そ の 他	融資利率は、平成26年4月1日現在の利率です。予告無く変更する場合があります。審査に必要な書類等は下記までお問い合わせください。	

〈お借入申込み〉中央労働金庫県内各支店

〈お問い合わせ〉中央労働金庫茨城県本部（TEL：029-221-4181）

茨城県労働政策課（TEL：029-301-3640）



茨城労働 Seed 茨城県商工労働部労働政策課
11月号 第684号 〒310-8555 水戸市笠原町978番6
平成26年11月発行 TEL 029-301-3640
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/>